

黒字倒産を回避するには-その1 (黒字倒産その2)

平成 25 年 2 月作成



前回は黒字倒産が起きるモデルケースを一つ紹介いたしました。今回と次回はこの黒字倒産を回避する方法について考えてみたいと思います。そのため、今回のコラムは前回の No.008 を事前に確認してから読んでいただければと思います。

それでは早速黒字倒産を回避する方法について検討してみましょう。前回のコラムでは売掛金の回収は翌々月、買掛金の支払いは翌月に行っていました。これは一般的にもよくおこなわれている決済期間なのですが、この決済期間を変更することを検討します。

まずは、売掛金の回収を現在の翌々月から翌月へ変更した場合はどうなるのでしょうか？

	期首	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
資金	60	50	50	50	50	50	60	
	増加	0	40	50	60	70	80	
	減少	10	40	50	60	70	70	
取引内容								計
売 上		40	50	60	70	80	90	390
仕 入		30	40	50	60	60	60	300
その他の経費		10	10	10	10	10	10	60
利益		10	15	20	25	30	35	135
在庫		10	25	45	70	90	105	105

今回の場合は上記の表のとおり、4月での資金残高は50円、その後も5月は50円、6月は60円と順調に手元に資金を残しながら事業を継続することに成功しました。

では次に、買掛金の支払い期日を現在の翌月から翌々月へ変更した場合はどうでしょうか？

	期首	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
資金	60	50	40	40	40	40	40	
	増加	0	0	40	50	60	70	
	減少	10	10	40	50	60	70	
取引内容								計
売 上		40	50	60	70	80	90	390
仕 入		30	40	50	60	60	60	300
その他の経費		10	10	10	10	10	10	60
利益		10	15	20	25	30	35	135
在庫		10	25	45	70	90	105	105

今回の場合は4月での資金残高は40円となり、その後も6月まで手元資金は毎月40円と、順調に手元に資金を残しながら事業を継続することに成功しました。

以上二つの対策を検討してみましたが、どちらの方法も効果は認められますので、自社の資金状態や取引の傾向を慎重に判断したうえで活用できないか検討いただければと思います。ポイントは「代金の支払いはなるべく遅く、回収はなるべく早く」できないかを検討することです。

もっとも、資金回収（支払）期間の変更は自社の都合だけでできるものではありませんから、取引先との十分な協議が必要ですし、場合によってはそもそも変更ができない（取引先に認めてもらえない）ということも考えられます。

それでは、次回は今回ご紹介した以外の対策として、どのような方法があるのかを検討してみたいと思います。